

# 第 11 回 農業委員会総会議事録

平成 3 0 年 5 月 2 5 日開会

中標津町農業委員会

平成30年5月25日、第11回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1番	長谷川	孝	二
2番	田	中	洋
3番	竹	村	聡
4番	武	田	健
5番	田	中	世
6番	瀧	本	和
7番	須	崎	智
8番	上	原	房
10番	後藤	田	宏
11番	高	橋	正
12番	赤波	江	信
13番	國	光	達
14番	小	林	亨
16番	笠	原	康
17番	氏	家	康
18番	本	田	信

本日欠席した委員

9番	和	泉	光
15番	中	村	正

## 附議した案件

- (イ) 議案第58号 遊休農地に係る農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の判断について
- (ロ) 議案第59号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (ハ) 議案第60号 現況証明願いについて
- (ニ) 議案第61号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- (ホ) 議案第62号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認について
- (ヘ) 議案第63号 賃借料情報の提供について
- (ト) 報告第33号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- (チ) 報告第34号 「農地法の運用について」に基づく農地中間管理権の取得に関する協議の勧告撤回について
- (リ) 報告第35号 農政委員会開催報告について
- (ヌ) 報告第36号 農地委員会開催報告について

## 本日出席した職員

事務局長	吉川裕二
庶務係長	桐島秀一
農地係長	葛西利光
係	本田文子

(開会 10時30分)

- 議長 定刻になりました。  
ただいまの出席委員は16名でございます。  
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。  
ただ今から、第11回中標津町農業委員会総会を開会致します。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。  
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。  
日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。  
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。  
10番、後藤田宏幸委員。  
11番、高橋正一委員。  
以上、2名を指名致します。  
日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。
- 事務局長 4月26日の総会以降の会務につきましては特にございませんでしたので、報告いたします。
- 議長 以上で会務報告を終わります。

日程 3、報告第 3 3 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による解約通知について」を議題に供します。内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長

農地係長 報告第 3 3 号、農地法第 1 8 条第 6 項の規定による解約通知 (1) (2) について、事務局よりご説明申し上げます。議案の 8 2 ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積 43,067 m<sup>2</sup>の内 41,070 m<sup>2</sup>ほか 2 筆、合計 63,930 m<sup>2</sup>。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成 28 年 6 月 1 日から平成 33 年 5 月 31 日まで。合意解約成立の日、平成 30 年 5 月 11 日。

6、解約の理由、合意解約。

この案件については、議案第 6 1 号 (1 1) に関連するもので、賃貸借していた農地について、借主へ所有権移転するため、期間内解約するものです。

8 3 ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積 11,252 m<sup>2</sup>ほか 5 筆、合計 147,244 m<sup>2</sup>。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成 28 年 1 月 1 日から平成 32 年 12 月 31 日まで。合意解約成立の日、平成 30 年 5 月 11 日。6、解約の理由、合意解約。

この案件については、議案第 6 1 号 (1 2) に関連するもので、法人の設立に伴い、賃貸借していた農地について、再度農地所有適確法人に賃貸借するため、期間内解約するものです。以上報告致します。

議 長 以上で報告を終わります。

日程 4、報告第 3 4 号「農地法の運用について」に基づく農地中間管理権の取得に関する協議の勧告撤回について議題に供します。

内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長

農地係長 報告第 3 4 号「農地法の運用について」に基づく農地中間管理権の取得に関する協議の勧告撤回について事務局よりご説明申し上げます。8 5 ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、原野、現況、畑、面積 25,046 m<sup>2</sup>の内 24,636 m<sup>2</sup>ほか 3 筆、合計畑 55,043 m<sup>2</sup>。3、勧告の理由。当該農地の所有者等にその農地の農業上の利用を行う意思が無く、農地法第 3 6 条第 1 項第 3 号に該当するため。

この案件は、議案第58号(1)に関連するもので、所有者に当該農地の農業上の利用を行なう意思が無いことから、平成30年3月22日開催の第9回農業委員会総会議案第46号(1)にて審議された後、承認され当事者に対し農地中間管理機構と協議するよう勧告したのですが、農地中間管理機構である公益財団法人北海道農業公社から平成30年4月13日付け文書にて、農地中間管理事業規定第7条第1号及び第2号の農地中間管理件を取得する農用地等の基準に鑑み、借り入れできない旨の通知がありました。このため、「農地法の運用について」第3の6(3)の規定に基づき勧告を撤回する旨を通知したものです。以上報告いたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。以上で報告を終わります。  
日程5、議案第58号「遊休農地に係る農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の判断について」を上程致します。

(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 竹村委員

竹村委員 上程になりました、議案第58号遊休農地に係る農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の判断について説明いたします。3ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、原野、現況、畑、面積25,046㎡の内24,636㎡ほか3筆、合計畑55,043㎡。3、勧告の理由。当該農地の所有者等にその農地の農業上の利用を行う意思が無く、農地法第36条第1項第3号に該当するため。

4、見取図につきましては、4ページのとおりとなっております。

この案件は報告第34号(1)に関連するもので、当該地は「農地中間管理権を取得する農用地等の基準」に鑑み、公益財団法人北海道農業公社により借り入れできないと判断され、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要で、農地として復元しても継続利用が困難であることから、「農地法の運用について」第4(1)に基づき農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の判断をするものです。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって本案は原案のとおり、可決されました。  
日程6、議案第59号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。  
(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました、議案第59号「農地法第3条の規定による許可申請について」  
(1)について説明致します。6ページをお開きください。  
(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。  
貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。  
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。  
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、原野、現況、畑、面積49,842㎡ほか26筆、合計畑705,022㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人設立のため、使用貸借を設定するもの。借主、使用貸借を受けて農業経営を行うもの。4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成30年5月26日から平成40年5月25日。6、当事者の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。  
7、見取図につきましては、8ページのとおりとなっております。  
この案件につきましては、農地所有適格法人設立のため、所有農地を使用貸借設定するものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。  
(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 田中洋希委員。

田中洋希委員 議案第59号(2)について説明致します。9ページをお開きください。  
(2) 1、当事者の住所、氏名。  
譲渡人、札幌市中央区北3条西6丁目、北海道知事 高橋はるみ。  
譲受人、中標津町丸山2丁目22番地、中標津町長 西村穰。  
2、土地の表示。字養老牛104番5、公簿、畑、現況、畑、面積144㎡ほか6筆、合計畑677.28㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、道営事業により造成した農業用水施設の地上権を移転するもの。譲受人、道営事業により造成した農業用水施設の地上権の移転を受けるもの。4、権利を移転しようとする契約の内容、地上権の移転。5、価格、無償。  
6、見取図につきましては、10ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、当事者両名の申し出により地上権の移転をしたい旨の申し出があったもので、無償譲渡するものであります。

申請地は養老牛、当幌にかかる範囲となり、道営事業により造成された営農用水施設のパイプラインが、農地に埋設された箇所に設定された地上権を、施設管理者変更のため中標津町へ移転するものであります。

別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって本案は原案のとおり、可決されました。  
日程7、議案第60号「現況証明願いについて」を上程致します。  
(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました、議案第60号「現況証明願いについて」(1)について説明致します。12ページをお開きください。

(1) 1、申請人の住所、氏名。  
中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。  
2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、面積4,008㎡、現況、農地・採草放牧地以外、利用状況、雑種地。3、申請の理由、地目変更登記のため。  
4、見取図は13ページのとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。  
公簿が畑で現況が雑種地となっていた土地について地目変更するものです。  
平成30年5月8日、第2地区推進班で農地・採草放牧地以外の土地であることを確認しております。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程 8、議案第 6 1 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。

(1) から (7) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 赤波江委員。

赤波江委員 上程になりました議案第 6 1 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1) から (7) について説明いたします。

1 5 ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、札幌市中央区北 5 条西 6 丁目 1 番地 2 3、公益財団法人北海道農業公社  
理事長 竹林孝。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 95,677 m<sup>2</sup>ほか 1 筆、合計畑 97,832 m<sup>2</sup>。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成 30 年 5 月 28 日から平成 35 年 3 月 22 日まで。6、価格、年 133,040 円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は 1 6 ページのとおりです。

なお、(2) から (6) についても貸主が同一でありますので、氏名等省略し、一括してご説明いたします。1 7 ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年令。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 96,579 m<sup>2</sup>ほか 1 筆、合計畑 97,830 m<sup>2</sup>。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成 30 年 5 月 28 日から平成 35 年 3 月 22 日まで。6、価格、年 142,820 円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

1 0、見取図は 1 8 ページのとおりです。1 9 ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年令。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 19,542 m<sup>2</sup>ほか 25 筆、合計畑 280,462 m<sup>2</sup>。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、規



模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年5月28日から平成35年3月22日まで。6、価格、年376,400円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は21、22ページのとおりです。23ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年令。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積11,123㎡ほか14筆、畑120,835㎡、採草放牧地32,338㎡、合計153,173㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年5月28日から平成35年3月22日まで。6、価格、年157,280円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は25ページのとおりです。26ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年令。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積44,426㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年5月28日から平成35年3月22日まで。6、価格、年64,860円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は27ページのとおりです。28ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年令。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積11,162㎡ほか3筆、合計畑65,572㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年5月28日から平成35年3月22日まで。6、価格、年40,740円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は29ページのとおりです。

この6件につきましては、農地保有合理化事業により、北海道農業公社が取得した農地を、近隣農家との協議により決定した5年後の取得予定者に賃貸借するものであります。既存の認定農業者である近隣農家で、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

30ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名、年令。  
貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。  
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。  
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 118,548 m<sup>2</sup>。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成 30 年 6 月 1 日から平成 35 年 5 月 31 日まで。6、価格、年 491,000 円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇 m<sup>2</sup>。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は 31 ページのとおりです。  
この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1) から (7) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。  
(8) から (11) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 議案第 61 号 (8) から (11) について説明いたします。  
32 ページをお開きください。

(8) 1、当事者の住所、氏名、年令。  
貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。  
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、有限会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。  
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿原野、現況畑、面積 33,371 m<sup>2</sup>ほか 4 筆、合計畑 154,574 m<sup>2</sup>。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成 30 年 6 月 1 日から平成 35 年 5 月 31 日まで。6、価格、年 338,000 円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇 m<sup>2</sup>。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は 33 ページのとおりです。  
この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。34 ページをお開きください。

(9) 1、当事者の住所、氏名、年令。  
貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。  
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 57,283 m<sup>2</sup>ほか3筆、合計畑 79,008.86 m<sup>2</sup>。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年6月22日から平成35年6月21日まで。6、価格、年156,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>。経営作目、〇〇〇〇。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は35ページのとおりです。

この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。36ページをお開きください。

(10) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 5,981 m<sup>2</sup>ほか6筆、合計畑 94,289 m<sup>2</sup>。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年6月1日から平成35年5月31日まで。6、価格、年380,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は37ページのとおりです。

この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。38ページをお開きください。

(11) 1、当事者の住所、氏名、年令。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 43,067 m<sup>2</sup>ほか3筆、合計畑 69,041.90 m<sup>2</sup>。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に売り渡すもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、4,867,000円。6、資金調達方法、農業経営基盤強化資金4,800,000円、自己資金67,000円。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>。家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は39ページのとおりです。

この案件につきましては、賃貸借していた所有農地を譲渡したい旨の申し出があり、近隣農家と協議の末、譲受人を決定したものであります。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(8) から (11) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(12) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 議案第61号(12)について説明いたします。40ページをお開きください。

(12) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 11,252 m<sup>2</sup>ほか5筆、合計畑 147,244 m<sup>2</sup>。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人設立により、借主を変更して賃貸借を再設定するもの。借主、賃貸借を受けて、農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年5月28日から平成32年12月31日まで。6、価格、年588,500円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>。家畜牛、〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は41ページのとおりです。

この案件につきましては、農地所有適格法人設立のため、前経営主と賃貸借していた農地を一度合意解約し、再度、農地所有適格法人と賃貸借契約するものであります。別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(12) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(13) から (14) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 武田委員。

武田委員 議案第61号(13)・(14)について説明いたします。42ページをお開きください。

(13) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 28,067 m<sup>2</sup>ほか2筆、合計畑 69,186 m<sup>2</sup>。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、

期間、平成30年6月1日から平成35年5月31日まで。6、価格、年215,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。預託牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は43ページのとおりです。

この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。44ページをお開きください。

(14) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿原野、現況畑、面積16,648㎡ほか4筆、合計畑66,577.09㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年6月1日から平成35年5月31日まで。6、価格、年264,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は45ページのとおりです。

この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(13)から(14)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(15)から(24)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 氏家委員。

氏家委員 議案第61号(15)から(24)について説明いたします。

46ページをお開きください。

(15) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積19,952㎡ほか3筆、合計畑45,655㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年6月1日から平成35年5月31日まで。6、価格、年162,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は4

7ページのとおりです。

この案件につきましては、〇〇氏より所有農地を賃借したい旨の申し出があり、あつせん会議を開催し、協議の末借主を決定したものであります。

別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。48ページをお開きください。

(16) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積27,316㎡の内25,016㎡ほか4筆、合計畑66,368㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年6月1日から平成35年3月31日まで。6、価格、年197,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は49ページのとおりです。

なお、(17)につきましても、貸主が同一のため氏名等省略して一括説明いたします。50ページをお開きください。

(17) 1、当事者の住所、氏名、年令。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿山林、現況畑、面積6,313㎡の内1,213㎡ほか2筆、合計畑18,458㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年6月1日から平成35年3月31日まで。6、価格、年45,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。経営作目、〇〇〇〇。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は51ページのとおりです。

この2件につきましては、〇〇氏より所有農地を賃借したい旨の申し出があり、あつせん会議を開催し、協議の末、借主を決定したものであります。

別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。52ページをお開きください。

(18) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積39,401㎡ほか1筆、合計畑49,265㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年6月1日から平成35年5月31日まで。6、価格、年137,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は53ページのとおりです。

なお、(19)から(23)につきましても、貸主が同一のため氏名等省略して一括説明いたします。54ページをお開きください。

(19) 1、当事者の住所、氏名、年令。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積49,413㎡ほか1筆、合計畑73,050㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年6月1日から平成35年5月31日まで。6、価格、年204,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は55ページのとおりです。56ページをお開きください。

(20) 1、当事者の住所、氏名、年令。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積96,498㎡の内46,650㎡ほか2筆、合計畑126,316㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年6月1日から平成35年5月31日まで。6、価格、年329,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は57ページのとおりです。58ページをお開きください。

(21) 1、当事者の住所、氏名、年令。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積48,728㎡の内45,328㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年6月1日から平成35年5月31日まで。6、価格、年126,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は59ページのとおりです。60ページをお開きください。

(22) 1、当事者の住所、氏名、年令。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積47,981㎡の内46,381㎡ほか4筆、合計畑240,473㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年6月1日から平成35年5月31日まで。6、価格、年649,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は61ページのとおりです。62ページをお開きください。

(23) 1、当事者の住所、氏名、年令。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積44,099㎡ほか1筆、合計畑49,668㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年6月1日から平成35年5月31日まで。6、価格、年138,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は63ページのとおりです。

この6件につきましては、〇〇氏より所有農地を賃借したい旨の申し出があり、あつせん会議を開催し、協議の末、借主を決定したものであります。

別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。64ページをお開きください。

(24) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積49,587㎡の内38,587㎡ほか2筆、畑40,368㎡、採草放牧地3,367㎡、合計43,735㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年6月1日から平成35年5月31日まで。6、価格、年130,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は65ページのとおりです。

この案件につきましては、〇〇氏より所有農地を賃借したい旨の申し出があり、あつせん会議を開催し、協議の末、借主を決定したものであります。

別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(15)から(24)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
議案第61号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。



よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程 9、報告第 35 号「農政委員会開催報告について」を議題に供します。

内容を委員長から報告願います。

(挙手あり) 氏家委員長

氏家委員長 平成 30 年 4 月 23 日役場 3・4 号委員会室において、農政委員会を開催し審議を行ったので、中標津町農業委員会会議規則第 23 条の規定によりその結果を報告します。

審議内容、1、平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び、平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認について。

このことについて、次のとおり結論を得ております。

協議結果、事務局が作成した原案の内容確認と協議を行ない内容に問題がないことから総会提案について承認するとの結論となったところであります。

2、平成 31 年度農林関係税制改正に関する要望事項の提出について。

平成 30 年度の当町の要望事項及び北海道における要望事項について各委員に情報提供し、次回農政委員会で協議することとしました。以上、農政委員会の開催報告とする。

議長 報告が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

以上で農政委員会の報告を終わります。

日程 10、議案第 62 号「平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び、平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認について」を議題に供します。内容を事務局から説明願います。

(挙手あり) 庶務係長。

庶務係長 議案第 62 号、平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び、平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認について、ご説明致します。議案書は 66 ページをご覧ください。

農業委員会の適正な事務実施については、農林水産省の指導により、新農地制度が実効あるものとするために取り組んでいるところであり、毎年、前年の活動点検・評価、及び本年度の活動計画を作成することとなっております。

先ほど、氏家農政委員長よりご報告がありましたとおり、平成 29 年度法令事務・促進事務に関する点検、及び当初計画に対する評価、平成 30 年度の目標設定数値等を、本議案のとおり、取りまとめたところであります。

なお、本活動点検・評価、活動計画につきましては、承認後、根室振興局を經由して、農林水産省経営局への報告と合わせて、農業委員会のホームページに掲載し、公表することとなっております。以上、説明とさせていただきます。

議 長 報告が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

庶務係長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。  
よって本案は原案のとおり、承認されました。  
日程 1 1、報告第 3 6 号「農地委員会開催報告について」を議題に供します。  
内容を副委員長から報告願います。  
(挙手あり) 後藤田副委員長

後藤田副委員長 平成 3 0 年 4 月 2 6 日 (木)、3・4 号委員会室において農地委員会を開催し審議を行ったので、中標津町農業委員会会議規則第 2 3 条の規定によりその結果を報告します。  
審議内容、1、平成 2 9 年分中標津町賃借料情報の提供について。  
農業委員会は、その所掌事務を的確に行うため、賃借等の動向その他の農地に関する情報収集、整理、分析及び提供を行うと農地法第 5 2 条で定められていることから平成 2 9 年分の賃借料情報について協議した結果、次のとおり結論を得ております。  
協議結果、平成 2 9 年分の賃借料情報については、「農地法の運用について」の中で「農地の賃貸借契約を締結する場合の目安となるよう地域の実勢を踏まえた賃借料情報を提供すること。」とされていることから農地保有合理化事業等、通常の農業者同士の賃貸借ではない案件を除いた賃借料を提供するとの結論とした。  
以上、農地委員会の開催報告とします。

議 長 報告が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。  
以上で農地委員会の報告を終わります。  
日程 1 2、議案第 6 3 号「賃借料情報の提供について」を上程致します。  
提案内容を事務局から説明願います。  
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 議案第 6 3 号「賃借料情報の提供について」事務局よりご説明致します。  
8 0 ページをご覧ください。標準小作料制度が廃止されたことから、農地法第 5 2 条に基づく地域における賃借料の目安になるものを農業委員会が提供することにな

っております。

中標津町賃借料情報、平成29年1月から12月までに締結（公告）された農地法及び農業経営基盤強化促進法による貸借における賃借料水準（10a当り）は、以下のとおりとなっております。

なお、農地副委員長から報告がありましたとおり、農業委員会の賃借料評価に当てはまらない、保有合理化事業による貸借、町営牧場の貸借などは、著しく賃借料水準を下げることから、除いて集計しております。

総会承認後、農業委員会のホームページに掲載し公表するものであります。

以上、説明とさせていただきます。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

（全委員） 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり提供することに、ご異議ございませんか。

（全委員） 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。  
よって本案は原案のとおり、可決されました。  
以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。  
これをもちまして、第11回総会を閉会致します。  
ご苦労さまでした。

（閉会 11時14分）

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年5月25日

会 長 本 田 信 幸

10番 後藤田 宏 幸

11番 高 橋 正 一